

920000  
金沢市役所

決

原告名 福田屋芳澤長次郎。

(韓口人遺骨の件等) 昭和7.23.

北朝鮮の洋館

福田屋芳澤長次郎は、23日 晝食をせられた。

北朝鮮の洋館に於て、次の如く述べた。

1. (韓口人遺骨の件について)

長次郎氏の語は、洋館に連れて行かれた  
ことである。原告名については、一括して韓口

へ引渡されたことである。いつまでも

手、原告名、倉庫の安置所の保管

すること、~~手~~ 保管にしていること、公共

団体の、遺骨安置所の適当なところか

らぬか、と云う點に於ては、一筆に

思ふ、検討に値する。候補の場には

二、三の、民内の団体、いふことは

いふ問題に於て、やはり地方

公共団体——草部邑の陸、草部市に

遊歩、神奈川、又、埼玉——

が、と云うことである。本、と云うこと

